

## 国民健康保険の手続(給付)

令和5年4月現在

こんなとき	給付の内容	手続に必要なもの	どこへ
国民健康保険に加入している人が出産したとき	<p>&lt;出産育児一時金&gt;</p> <p>国民健康保険加入者が出産したとき、一時金として50万円*が支給されます。</p> <p>*令和5年3月31日以前の出産の場合は42万円</p>	<p>&lt;直接支払制度を利用された方&gt;</p> <p>○出産費用が50万円*以上だった方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関が発行した領収書・明細書(出産費用総額がわかるもの)</li> <li>・医療機関と交わした「直接支払制度の利用に係る合意文書」</li> </ul> <p>○出産費用が50万円*以内だった方(差額をお支払いいたします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関が発行した領収書・明細書(出産費用総額がわかるもの)</li> <li>・医療機関と交わした「直接支払制度の利用に係る合意文書」</li> <li>・世帯主の印鑑</li> <li>・世帯主の振込先口座がわかるもの(通帳等)</li> </ul> <p>&lt;直接支払制度を利用されなかった方&gt;(50万円*をお支払いいたします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関が発行した領収書・明細書(出産費用総額がわかるもの)</li> <li>・医療機関と交わした「直接支払制度の利用に係る合意文書」</li> <li>・世帯主の印鑑</li> <li>・世帯主の振込先口座がわかるもの(通帳等)</li> </ul> <p>*令和5年3月31日以前の出産の場合は42万円</p>	
国民健康保険に加入している人が死亡したとき	<p>&lt;葬祭費&gt;</p> <p>国民健康保険加入者が死亡したとき、喪主の方に対して5万円が支給されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方の国民健康保険被保険者証</li> <li>・窓口においてになる方の本人確認ができるもの</li> <li>・喪主の方の印鑑</li> <li>・喪主の方の振込先口座がわかるもの(通帳等)</li> <li>・会葬礼状(または葬祭を行ったことが確認できるもの、領収書等)</li> </ul>	<p>秩父市役所 本庁舎1階2番窓口</p> <p><b>保険年金課</b> (国民健康保険担当)</p>
旅先での急病など、やむを得ない事情により保険証を持参しないで医療機関を受診し、10割を支払ったとき	<p>&lt;療養費&gt;</p> <p>医療費の総額から自己負担分を除いた額(7割または8割)が支給されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・窓口においてになる方の本人確認ができるもの</li> <li>・世帯主の印鑑</li> <li>・世帯主の振込先口座がわかるもの(通帳等)</li> <li>・医療機関が発行した領収書</li> <li>・医療機関が発行した「診療(調剤)報酬明細書」</li> </ul>	<p>または</p> <p>吉田・大滝・荒川 総合支所1階</p> <p><b>市民福祉課</b> (国民健康保険担当)</p>
以前加入していた健康保険組合等に資格喪失後受診の医療費を返還したとき	<p>&lt;療養費&gt;</p> <p>健康保険組合等へ返還した医療費の額が国民健康保険から支給されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・窓口においてになる方の本人確認ができるもの</li> <li>・世帯主の印鑑</li> <li>・世帯主の振込先口座がわかるもの(通帳等)</li> <li>・健康保険組合等へ返還した医療費の領収書</li> <li>・健康保険組合等が発行した「診療(調剤)報酬明細書」</li> </ul>	
医師が必要と認めた治療用装具(コルセット、ギブスなど)を購入したとき	<p>&lt;療養費&gt;</p> <p>購入費から自己負担分を除いた額(7割または8割)が支給されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・窓口においてになる方の本人確認ができるもの</li> <li>・世帯主の印鑑</li> <li>・世帯主の振込先口座がわかるもの(通帳等)</li> <li>・治療用装具の領収書</li> <li>・医師が作成した治療用装具の「証明書」または「意見書」</li> <li>・靴型装具を購入した場合は、その装具の「写真」</li> </ul>	

\*窓口においてになる方の本人確認ができるものは、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどをご用意ください。

\*世帯主(葬祭費は喪主)以外の口座への振込や別世帯にお住いの方が手続きする場合は、上記のもののほかに、世帯主(喪主)の委任状も必要となります。